

軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付の確認方法（会津美里町）

（１）被保険者の状態の確認

ケアマネジャー等は、認定調査票等を参考とし、被保険者の状態が「厚生労働大臣が定める者のイ」および「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）」に該当する可能性があるかどうか確認をする。

（２）医師への照会

ケアマネジャー等は、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）」に該当するかどうか医師に照会する。（医師に照会する医学的所見は単に「福祉用具〇〇が必要」ではなく、疾病その他の原因およびそれに起因する状態像を具体的に記載してもらう。回答がない場合は、医師に所見を聴取してもよい）

（３）サービス担当者会議の開催

（２）において「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断する。

（４）「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書（以下「確認申請書）」の提出

（３）において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャー等は健康ほけん課介護保険係に「確認申請書」を提出する。居宅（介護予防）サービス計画書（被保険者本人またはその家族の同意のあるもの）、サービス担当者会議の記録等、医師の所見等を添付する。

（５）健康ほけん課での確認

健康ほけん課は、確認申請書の内容が添付書類（居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録等、医師の所見等）により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、例外給付可または不可をケアマネジャー等に通知する。（「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認通知書」を送付するので、事業者で保管してください）

福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像

該当項目	例
I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
II) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者	がん末期の急速な状態悪化
III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

表1（厚生労働大臣が定める者のイ）

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの（市町村の確認不要） サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断する。
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外

<p>オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」 生活環境において段差の解消が必要と認められるもの (市町村の確認不要) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断する。</p>
<p>カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)</p>	<p>次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」</p>

〔確認の有効期間について〕

- ・ 開始日 確認申請書に記載の貸与開始日（予定日）→最大で確認申請書を受理した日の属する月の1日まで遡及可能
- ・ 終了日 要介護（支援）認定の有効期間の終了日

注) 継続して貸与を受ける場合は、確認の有効期間が終了する前日までに確認申請書の提出が必要です。

注) 認定が申請中の場合、結果が判定される前に確認申請書の提出をしても構いません。(確認通知は判定後になります)

■軽度者に対する福祉用具貸与 フロー図

車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置
給付要件：表1に定める「厚生労働省が定める者のイ」に該当しなければならない。						

■判断基準

